

歯科衛生士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適 否	適 否	確認書類(例)																																			
1 教員等に関する事項	(1) 専任教員の配置は各学年各学級ごとに配置し、他に専任教員である教育に関する主任者(教務主任)を1名置いているか	指導要領4(1)(2)																																						
	(2) 指定規則別表の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち4人以上は歯科衛生に関し相当な経験を有する歯科医師又は歯科衛生士である専任教員であること(設置初年度2人、次年度3人) ※1学年に2つ以上の学級を持つ場合は、1学級増える毎に3人置くこと(初年度1人次年度2人)	指定規則第2条第4号、第2条第4号の2																																						
	<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育内容</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎分野</td> <td>科学的思考の基礎</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>人間と生活</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門基礎分野</td> <td>人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>歯・口腔の構造と機能</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>疾病の成り立ち及び回復過程の促進</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">専門分野</td> <td>歯科衛生士概論</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>臨床歯科医学</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>歯科予防処置論</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>歯科保健指導論</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>歯科診療補助論</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>臨地実習(臨床実習を含む。)</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>選択必須分野</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">93</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容		単位数	基礎分野	科学的思考の基礎	10	人間と生活	専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	4	歯・口腔の構造と機能	5	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7	専門分野	歯科衛生士概論	2	臨床歯科医学	8	歯科予防処置論	8	歯科保健指導論	7	歯科診療補助論	9	臨地実習(臨床実習を含む。)	20	選択必須分野		7	合計		93				
	教育内容		単位数																																					
	基礎分野	科学的思考の基礎	10																																					
		人間と生活																																						
	専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	4																																					
		歯・口腔の構造と機能	5																																					
		疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6																																					
歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み		7																																						
専門分野	歯科衛生士概論	2																																						
	臨床歯科医学	8																																						
	歯科予防処置論	8																																						
	歯科保健指導論	7																																						
	歯科診療補助論	9																																						
	臨地実習(臨床実習を含む。)	20																																						
選択必須分野		7																																						
合計		93																																						
(3) 歯科医師又は歯科衛生士である専任教員のうち3人以上は、免許を受けた後4年以上歯科衛生士法第2条に規定する業務を業として行った歯科衛生士であること (設置初年度は1人、次年度は2人)	指定規則第2条第4号の3																																							
(4) 指定規則別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、そのうち2名以上は歯科医師であるか	指定規則第2条第4号																																							
(5) 臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者(実習調整者)が定められているか	指導要領4(4)																																							
(6) 一教員の担当授業時間数は、1週間当たり15時間を標準としているか	指導要領4(5)																																							
(7) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する者であるか (医師、歯科医師、歯科衛生士、高等学校教員など)	指導要領4(6)																																							
(8) 専任教員は、その担当分野に応じ、必要な研修(歯科予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導の実施に必要な能力の向上のための研修や教授方法の研修等)を受けるなどにより、自己研鑽に努めているか	指導要領4(7)																																							
(9) 臨地実習は実践活動の場において行う実習のみを指す趣旨から、当該養成所の専任教員は臨地実習施設の指導教員にはなっていないこと	指導要領5(4)①																																							
2 学生に関する事項	(1) 入学資格の審査は確実にされているか	指導要領3(2)			・卒業(見込)証明書 ・入学願書 ・判定会議議事録																																			
	(2) 1学級の定員は10名以上50名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	指定規則第2条第5号、指導要領3(1)			・学則 ・募集要項 ・学生名簿																																			
	(3) 入学者の選考は適正に行われているか (複数面接、筆記試験、合格基準)	指導要領3(2)																																						
	(4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が確実に保存されているか	指導要領3(5)																																						
	(5) 入学、転学の時期は厳正に行われているか、また、途中入学が行われていないか	指導要領3(3)																																						

歯科衛生士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																				
			適	否																					
(6) 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は適切か	指導要領3(4)																								
(7) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	指導要領3(6)																								
3 授業に関する事項																									
(1) 学則で定められた教育課程は、指定規則別表に定められた教育内容であり、かつ、確実に実施されているか	指定規則第2条第3号、指導要領5(1)				・時間割																				
(2) 指定規則別表に定める選択必修分野の教育内容については、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たっては、それぞれの養成所の特色が明らかになるよう特に配慮しているか	指導要領5(2)																								
4 実習施設に関する事項																									
(1) 臨床実習施設の指導教員が明らかであり、その数は歯科医師及び歯科衛生士1名以上であるか	指導要領7(2) ②																								
(2) 臨床実習施設1施設当たりの学生数は2名以上となっているか	指導要領7(2) ②																								
(3) 臨床実習施設には、診察室のほか、学生控室(更衣室、ロッカー等)(共用可)を有し、指導要領別添3を標準として、必要な設備、機械器具が備えられているか	指導要領7(2) ③																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">品名</th> <th style="width: 50%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">指導要領別添3</td> <td>歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)</td> <td>3台以上であって学生2人に1</td> </tr> <tr> <td>歯科用エックス線撮影装置一式</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>パノラマエックス線撮影装置</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>超音波スケーラーまたは、エアスケーラー</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>超音波洗浄器またはそれに準ずる物</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>高圧蒸気滅菌器</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>歯科予防処置器具・器材一式</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>歯科保健指導器具・器材一式</td> <td>1以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。</p>							品名	数量	指導要領別添3	歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)	3台以上であって学生2人に1	歯科用エックス線撮影装置一式	1以上	パノラマエックス線撮影装置	1以上	超音波スケーラーまたは、エアスケーラー	1以上	超音波洗浄器またはそれに準ずる物	1以上	高圧蒸気滅菌器	1以上	歯科予防処置器具・器材一式	1以上	歯科保健指導器具・器材一式	1以上
	品名	数量																							
指導要領別添3	歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)	3台以上であって学生2人に1																							
	歯科用エックス線撮影装置一式	1以上																							
	パノラマエックス線撮影装置	1以上																							
	超音波スケーラーまたは、エアスケーラー	1以上																							
	超音波洗浄器またはそれに準ずる物	1以上																							
	高圧蒸気滅菌器	1以上																							
	歯科予防処置器具・器材一式	1以上																							
	歯科保健指導器具・器材一式	1以上																							
5 施設設備に関する事項																									
(1) 適正な数の普通教室を有しているか(同時に授業を行う学級の数以上)	指定規則第2条第5号の2																								
(2) 適当な広さの専用の基礎実習室及び実験室を有しているか	指定規則第2条第6号																								
(3) 各教室の面積は適正か ○普通教室1.65㎡/人かつ最低24.75㎡以上 ○基礎実習室及び実験室2.31㎡/人かつ34.65㎡以上 (内法で測定)	指導要領6(2)(3)(4)																								
(4) 基礎実習室及び実験室には電気、水道(給湯設備を含む。)及び換気等の設備が設けられているか	指導要領6(2) ③																								
(5) 学生の図書閲覧に必要な閲覧機が配置され、図書の格納のために十分な広さを有しているか	指導要領6(2) ⑤																								
(6) 教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、標本・機械・器具・材料等を保管する室を有することが望ましいこと	指導要領6(2) ⑥																								
(7) 土地、校舎、その他諸設備は設置者が所有することが望ましく、その位置及び環境は教育上適切であるか	指導要領6(1)、指導要領1(2)																								

歯科衛生士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項		根拠規定	施設状況	適否	確認書類(例)																																
				適 否																																	
6 財政に関する事項	(1) 養成所の運営は適正であるか(管理運営、財政上の健全性)	指定規則第2条第8号、指導要領1(4)																																			
	(2) 養成所の経理は明確に区分されているか(養成所以外と)	指導要領1(3)																																			
	(3) 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は、学則に定める額であり、寄付金等の名目で不当な金額を徴収していないか	指導要領1(5)																																			
7 事務に関する事項	(1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年、その他は5年間保存されていること <table border="1" data-bbox="510 943 1110 1863"> <tr><td>①</td><td>学則</td></tr> <tr><td>②</td><td>日課表</td></tr> <tr><td>③</td><td>学校日誌</td></tr> <tr><td>④</td><td>職員名簿</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>履歴書</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>出勤簿</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>学籍簿</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>出席簿</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>健康診断に関する表簿</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>入学者選考表簿</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>在校生成績考査表簿</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>資産原簿</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>出納簿</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>予算決算に関する表簿</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録</td></tr> <tr><td>⑯</td><td>往復文書処理簿</td></tr> </table>	①	学則	②	日課表	③	学校日誌	④	職員名簿	⑤	履歴書	⑥	出勤簿	⑦	学籍簿	⑧	出席簿	⑨	健康診断に関する表簿	⑩	入学者選考表簿	⑪	在校生成績考査表簿	⑫	資産原簿	⑬	出納簿	⑭	予算決算に関する表簿	⑮	機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録	⑯	往復文書処理簿				
	①	学則																																			
②	日課表																																				
③	学校日誌																																				
④	職員名簿																																				
⑤	履歴書																																				
⑥	出勤簿																																				
⑦	学籍簿																																				
⑧	出席簿																																				
⑨	健康診断に関する表簿																																				
⑩	入学者選考表簿																																				
⑪	在校生成績考査表簿																																				
⑫	資産原簿																																				
⑬	出納簿																																				
⑭	予算決算に関する表簿																																				
⑮	機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録																																				
⑯	往復文書処理簿																																				
	(2) 原則として、専任の事務職員を配置しているか	指導要領4(8)																																			
8 実習用機械、器具、標本及び模型等	(1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、指導要領別添2に掲げるものを標準として有しているか	指導要領6(3)①																																			
	別添2 <table border="1" data-bbox="510 2214 1383 2766"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(1 機械器具等)</td> </tr> <tr> <td>高圧蒸気滅菌器</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>超音波洗浄器またはそれに準ずる物</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>冷凍冷蔵庫</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)</td> <td>学生3人に1</td> </tr> <tr> <td>口腔外バキューム</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>マイクロモーターハンドピース(ユニットとは別途)</td> <td>学生3人に1</td> </tr> <tr> <td>歯科用タービンヘッド</td> <td>12以上</td> </tr> <tr> <td>歯科用エックス線撮影装置一式</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>ファントーム</td> <td>学生数</td> </tr> <tr> <td>保存治療時の器具・器材一式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	(1 機械器具等)		高圧蒸気滅菌器	1以上	超音波洗浄器またはそれに準ずる物	1以上	冷凍冷蔵庫	1以上	歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)	学生3人に1	口腔外バキューム	適当数	マイクロモーターハンドピース(ユニットとは別途)	学生3人に1	歯科用タービンヘッド	12以上	歯科用エックス線撮影装置一式	1以上	ファントーム	学生数	保存治療時の器具・器材一式													
品名	数量																																				
(1 機械器具等)																																					
高圧蒸気滅菌器	1以上																																				
超音波洗浄器またはそれに準ずる物	1以上																																				
冷凍冷蔵庫	1以上																																				
歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)	学生3人に1																																				
口腔外バキューム	適当数																																				
マイクロモーターハンドピース(ユニットとは別途)	学生3人に1																																				
歯科用タービンヘッド	12以上																																				
歯科用エックス線撮影装置一式	1以上																																				
ファントーム	学生数																																				
保存治療時の器具・器材一式																																					

歯科衛生士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
直接修復の器具・器材一式	適当数				
間接修復の器具・器材一式	適当数				
歯内療法の器具・器材一式					
歯髄処置の器具・器材一式	適当数				
根管処置の器具・器材一式	適当数				
歯周病治療時の器具・器材一式					
歯周外科治療の器具・器材一式	適当数				
補綴治療時の器具・器材一式					
義歯作製の器具・器材一式	適当数				
クラウン・ブリッジ治療の器具・器材一式	適当数				
口腔外科治療時の器具・器材一式					
抜歯術の器具・器材一式	適当数				
消炎手術の器具・器材一式	適当数				
小児歯科治療時の器具・器材一式					
乳歯冠による歯冠修復の器具・器材一式	適当数				
乳歯の生活歯髄切断法の器具・器材一式	適当数				
矯正歯科治療時の器具・器材一式	適当数				
訪問診療用器具・器材一式	適当数				
口腔機能評価用器具・器材一式	適当数				
歯科予防処置器具・器材一式					
エアスケーラー	1以上				
超音波スケーラー	学生3人に1				
歯面清掃器具・器材一式	学生6人に1				
フッ化物歯面塗布器具・器材一式	適当数				
小窩裂溝充填塞法器具・器材一式	学生3人に1				
歯科保健指導器具・器材一式(う蝕活動性試験等)	適当数				
救命救急処置器具・器材一式(AEDトレーナー、酸素吸入器等を含む)	1以上				
生体情報モニター	1以上				
聴診器、血圧計、体温計、パルスオキシメーター、車椅子	適当数				
(2 標本及び模型)					
人体骨格模型	1以上				
人体解剖模型	1以上				
頭蓋骨模型	1以上				
歯列発育顎模型(乳歯列模型、永久歯列模型等)	適当数				
歯科保健指導器具・器材	適当数				
口腔周辺器官シミュレーター	1以上				
(3 その他)					
プロジェクター	1以上				
AV装置一式	1以上				
パーソナルコンピューター	適当数				
プリンター	適当数				
口腔内撮影用カメラ(付属品も含む。)	適当数				
鍵付き薬品保管庫	1以上				
(注)学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。					
9 図書	図書は、1,000冊以上備え、このうち半数以上は専門図書であるか	指導要領6(3)③			
10 その他の備品	机及び椅子(同時に授業を受ける学生数と同数)				

歯科衛生士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名 _____

課程の別 _____

定員()名

修業年限 _____

年

点検事項		根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
				適	否	
11 報告に関する事項	毎学年度開始後2か月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか	施行令第5条				